

令和5年第4回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和5年11月29日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	古屋敦子	建設農林部次長	中村壽志
総務企画部行政経営課長	新家健司	上下水道局管理業務課長	長田直美
上下水道局施設課長	吉村昌展	観光商工部観光政策課長	竹田龍也

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第4 議案第86号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第87号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第88号 令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第89号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第90号 令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第91号 令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第92号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第93号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第94号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第95号 令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第96号 令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第97号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第98号 美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第99号 美祢市職員定数条例の一部改正について
- 日程第18 議案第100号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第101号 美祢市企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第20 議案第102号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第21 議案第103号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第104号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定につ

いて

- 日程第23 議案第105号 美祢市児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第106号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第107号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第26 議案第108号 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の増加及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の変更について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、令和5年第4回市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、報告第11号の1件並びに議案第86号から議案第108号までの23件、計24件、事務局からは会議予定表及び一般質問順序表でございます。

また、本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をよろしくお願いします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、坪井康男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第11号から日程第26、議案第108号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案の理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和5年第4回美祢市議会定例会に提出いたしました

報告1件、議案23件について御説明を申し上げます。

報告第11号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。

これは、令和5年8月16日、西厚保町原地内において、一般車両が市道を走行中、道路の陥没によりタイヤ等が損傷した事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第86号から議案第91号までは、人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整など、当初予算の編成後に生じた事由に係る人件費の補正、並びに一般会計においては、これに、災害復旧事業に係る経費を加えた補正を行うものであります。

まず、議案第86号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第6号）は、歳出について、一般職員人件費等に係る経費を9,375万1,000円追加し、災害復旧費では、大雨災害の国の査定等に伴い、必要となる経費を3億3,166万4,000円追加するとともに、歳入において、分担金及び負担金や国県支出金、市債等の特定財源を4億6,115万6,000円追加するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を3,574万1,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,541万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億6,505万9,000円とするものであります。

次に、繰越明許費として、災害関連地域防災崖崩れ対策事業について、令和6年度に繰り越す限度額の設定を行っております。

次に、地方債の補正として、社会教育施設補助災害復旧事業債を追加し、自然災害防止対策事業債ほか4件について、限度額を変更しております。

続いて、議案第87号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳出において、一般職員人件費等を191万4,000円追加するとともに、歳入において、一般会計繰入金を同額追加し、歳入歳出予算の総額を31億5,359万2,000円とするものであります。

続いて、議案第88号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）は、歳出において、一般職員人件費を30万6,000円追加するとともに、歳入において、一般会計繰入金を同額追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,709万3,000円とするものであります。

続いて、議案第89号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳出において、一般職員人件費等を291万9,000円減額するとともに、歳入において、国庫支出金や一般会計繰入金等を差引き同額減額し、歳入歳出予算の総額を34億8,700万1,000円とするものであります。

続いて、議案第90号令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出において、公共下水道事業では33万7,000円、農業集落排水事業では7万1,000円をそれぞれ追加し、支出総額を8億2,323万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第91号令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出において351万1,000円追加し、支出総額を5億5,489万1,000円とするものであります。

議案第92号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第7号）であります。

このたびの補正は、戸籍法改正などの法改正等に伴う電算システムの改修経費や、自立支援医療給付費等のサービス利用件数の増加に伴う経費、浄水場の浸水対策に係る水道事業会計への繰出金、電気料等の高騰に伴い、各教育施設で不足が見込まれる経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、債務負担行為の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、年度内の退職者に対する退職手当支給が生じたことに伴い、定年年齢の延長により積み立てることとしていた職員退職手当基金積立金を減額するほか、戸籍法改正や森林環境税創設などに伴う電算システムの改修経費や、ふるさと美祢応援寄附金の増加見込みに伴う経費などを追加し、差引きで5,301万1,000円減額しております。

民生費では、自立支援医療給付費等事業に係る障害福祉サービス利用件数の増加に伴う扶助費を追加するほか、過年度における国県補助事業の実績に伴う精算返還金など、合わせて5,136万5,000円を追加しております。

衛生費では、被災した衛生センターの不用見込みとなる維持管理経費を減額するほか、浄水場の浸水対策工事に係る繰出金の追加など、差引きで877万円減額しております。

教育費では、学校、社会教育施設等の光熱水費、燃料品等の必要経費など、合わせて1,485万円を追加しております。

次に、歳入では、国県支出金等の特定財源を合わせて7,060万4,000円追加するほか、一般財源として、前年度繰越金等を5億3,119万1,000円追加する一方で、財政調整基金繰入金を5億9,695万円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ484万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億6,990万4,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

学校給食費管理システム導入業務ほか5件を追加しております。

議案第93号は、令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の実績推計により、不足が見込まれる経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

保険給付費では、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の実績推計により不足が見込まれる経費を追加するほか、出産育児一時金において、臨時補助金の追加により、財源更正を行うなど、合わせて1億4,571万6,000円を追加しております。

国民健康保険事業費納付金では、特別交付金の交付見込額の確定に伴い、財源更正を行っております。

次に、歳入では、県支出金、繰越金を合わせて、2億2,699万3,000円追加する一方で、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせて8,131万2,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,571万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,930万8,000円とするものであります。

議案第94号は、令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、電算システム改修経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、介護保険報酬改定に伴う要介護認定システムの改修に必要な経費390万8,000円を追加しております。

次に、歳入では、国庫支出金195万4,000円を追加し、一般会計繰入金を同額の

195万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,090万9,000円とするものであります。

議案第95号は、令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、令和4年度決算確定に伴う繰越金を追加するものであります。

歳出では、予備費を54万5,000円追加するとともに、歳入では、繰越金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,602万2,000円とするものであります。

議案第96号は、令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、大雨による災害復旧に要した経費等を追加するとともに、今後の大雨災害への備えとして、祖父ヶ瀬浄水場における浸水対策に要する費用について補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出について、収入においては、営業外収益を270万5,000円追加し、収入総額を8億5,543万8,000円とする一方、支出においては、営業外費用を279万4,000円追加し、支出総額を7億7,409万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について、収入においては、出資金を1,347万8,000円追加し、収入総額を10億5,887万1,000円とする一方、支出においては、建設改良費を2,695万7,000円追加し、支出総額を13億2,801万3,000円とするものであります。

なお、差引不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第97号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、人事院勧告に準拠して、職員等の給与改定を行うため、関係する4つの条例の一部改正を行うものであります。

まず、美祢市一般職の職員の給与に関する条例では、民間給与との格差を解消するため、月例給を平均1.1%引き上げる給料表の改正を行うとともに、期末手当、勤勉手当とも現行からそれぞれ0.05か月、合わせて0.1か月増額するものであります。

また、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例では、期

末手当を現行から0.1か月増額し——0.1か月分増額し、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、一般職と同様の改正を行うものであります。

なお、これらの条例は公布の日から施行し、一部の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第98号は、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機からマイナンバーカード、またはスマートフォンのいずれにおいても、印鑑登録証明書の交付が可能となるよう条例で定める必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第99号は、美祢市職員定数条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、職員の定年の年齢が段階的に引上げられる中、消防職員は職務の特殊性から、引上げ期間中における新規採用者数の平準化など、中長期的な観点からの人員確保を行う必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第100号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、本年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険の被保険者の産前産後期間における国民健康保険税を減額する基準を条例で定める必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

議案第101号は、美祢市企業立地奨励条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、本市における企業の立地に対する奨励措置について、指定事業者の指定要件の緩和と優遇措置の拡大を図り、さらなる新規企業の誘致や、既存企業の設備投資等の促進を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第102号は、美祢市営住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、大嶺町西分の祖父ヶ瀬団地5戸を解体するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第103号から議案第106号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第103号及び議案第104号は、美祢市地域交流ステーションの指定管理者として、於福地域交流ステーションにつきましては、於福地域交流ステーション推進協議会を、厚保地域交流ステーションにつきましては、厚保地域ステーション振興協議会をそれぞれ指定するものであります。

議案第105号は、伊佐児童クラブの指定管理者として、伊佐桜っ子クラブを指定するものであります。

議案第106号は、秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者として、八代ぬくもりの里を指定するものであります。

指定の期間は、地域交流ステーションにつきましては、令和6年4月1日からの3年間、伊佐児童クラブ及び秋芳八代ぬくもりの里交流センターにつきましては、令和6年4月1日からの5年間としております。

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第107号は、美祢市へき地保育所の指定管理者の指定期間の延長についてであります。

現在、美祢市立豊田前保育園の指定管理者として、紫光会を指定して、指定期間は令和6年3月31日までとなっております。

園舎のある建物は、平成23年4月1日から令和7年3月31日までの使用貸借契約により、市が建物所有者から借受けて保育運営を行っておりますが、契約期間満了後の取扱いにつきましては、協議の必要がありますので、現在の指定期間を令和7年3月31日までの1年間延長することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第108号は、下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の増加及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の変更についてであります。

これは、現在、本市及び下関市において設置しております下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に、令和8年2月1日から長門市を新たに加えることに伴い、同協議会規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第252条の2——2の2第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案23件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第11号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。報告第11号を終わります。

日程第4、議案第86号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第86号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第87号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第87号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第88号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより、議案第88号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。本案について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第89号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第89号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第90号令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第90号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第91号令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第91号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第92号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、この議案について質問、質疑したいと思います。

まず、今回のこの美祢市一般会計補正予算（第7号）でございますけれども、諸収入、総務雑入、災害見舞金が55万円とついております。

これは、今年の7月30日から8月1日にかけての豪雨災害で、自宅の崩壊や床上浸水等で大きな被害を受けて、そういった被災された方への見舞金がもう既にお支払い、申請書が出されてお支払いされたと確認——思っておりますけれども、問題は、それ以降、例えば11月ぐらいに入って、この災害の申請書を出されて、こうした災害見舞金が追加的に支払われたのかどうか、まずこの辺を質問——お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

今、御説明のございました、歳入の災害見舞金のことをおっしゃったと思うんです。

こちらのほうは、市のほうに、災害見舞金として入ってきた金額でございます、今おっしゃいました被災者に対する支出という形ではございません。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ちょっと待ってください。まだ指名しておりません。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 当然、お金として入ってきたということでもありますけれども、今後、さらに災害における申請書が、もう既にほとんど支払い終わっていると思えますけれども、今後こういった申請が出た場合には、こういったお支払い等、災害見舞金等ができるかどうか、これについて最後お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

被災者に対する見舞金については、以前補正予算で、予算のほう確保しております

して、申請に応じて、順次支払いをしております。

まだ、申請をされていない方も、今後申請をされれば、速やかに支払いのほうをしていく準備をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかによろしゅうございますか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私からは2点、総務費で、年度内の退職者というところがあるんですが、私従前からですね、職員の——職員の方々の健康管理ですとか、早期退職、若年退職を問題視しておるんですけど、退職者に対する退職手当支給が生じたということで、何名の方が退職されたのか。多分、若年もしくは早期退職と思うんですけど、これの人数だけでも教えていただきたいなと。

それと、もう1点は、教育費、学校、社会教育施設等の光熱水費、燃料費等の必要経費とあるんですが、災害がありまして、公民館等の使用経費が膨らんだというんでしたら分かるんですが、学校とありますので、この1,485万円ですね、追加となった理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

今年度、退職者が何人いるかという——いたかということの御質問だったと思いますけれども、今年度はもともと定年延長の年でございますので、退職金につきましては1名分の任期付職員の退職金を見ておりましたけれども、このたび、現在までに7名の職員が退職をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

小中学校におきます光熱水費の追加につきましては、電気料金の単価が上昇したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第93号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第94号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第95号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第96号令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第97号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 私は所管の委員ではありませんので、ここでお尋ねしたいのですが、タブレットの中の22ページなんですけれど、この中で、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表というのがありまして、その改正案を見ますと、一級の1号の場合の方が16万2,100円ですが、これは、県内——県の最低賃金を割ってはいないのか。割ってはなりません、この点は割ってないかどうかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。最低賃

金を上回っているのかということですがけれども、下回っているか、下回っていないかという御質問だったと思いますけれども、今年度の山口県の最低賃金を上回っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第97号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第98号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第99号美祢市職員定数条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、この美祢市職員定数条例の一部改正についてです。

まず、消防職員の今、62人から66人となり、消防職員が4人増員になるというこ

とであります。

その背景については、下関市・美祢市消防通信指令事務協議会から、山口西部消防通信指令事務協議会になることでのこういった職員の増員となるのか。

また、さらに市民の皆さんの安全・安心をさらに拡充するための増員なのかどうか、これについて御質問いたします。

○議長（竹岡昌治君） 松永消防長。

○消防本部消防長（松永 潤君） 岡山議員の御質問にお答えをします。

消防職員の増員についてであります。

議員御質問の通信指令事務協議会のセンター員は現在16人体制で、内訳は下関市消防局から14名、美祢市消防本部から2名の体制で行っております。

長門市を加えた体制ですが、現在の計画では16名体制に変わりなく、下関市が10人、美祢市2人、長門市から2名ということで16名体制で、指令業務共同運用の長門市を加えることによつての職員増員をすることは、現在の計画ではありません。

今回、職員を増員する理由ですが、職員の安全な消防活動の確保と市民サービスの低下の防止、それから、山口県消防学校や県の消防航空隊に職員を派遣する際の人員不足の解消、それから定年引上げによる職員の高齢化対策及び新規採用職員機会の確保の理由によるものです。

増員した職員については、警防活動要員として24時間体制で配置します消防署のほうに配置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今回の消防職員4名の増員に対して、これから未来志向的にですね、消防の在り方を進めるに当たっては、女性職員の消防職員の増員というのは、私は欠かせないものがあると見ております。そういったことで、今回この4名の消防職員に対して、女性職員は何人の増員となるのか。これについて最後お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 松永消防長。

○消防本部消防長（松永 潤君） 職員増員に関する女性職員の採用についての御質問であります。

女性職員は男性職員と同様に、採用の機会を設けておりますので、受験をされて、

合格基準に達した場合は、女性職員を採用したいと考えております。

現在の消防、美祢市消防の目標としては、職員、女性職員2名を目標としておりますので、現在1名在職をしておる状況であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第100号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第101号美祢市企業立地奨励条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 私は所属の委員ではありませんのでお尋ねいたします。3点あるのですが、まず1点目からお尋ねいたします。

この改正案を見ますと、企業が15人、今までのが15人でしたのが5人に、中小企業では5人が2人に、市内の中小業者の方は1人となっています。雇用奨励金のハードルが低くなって、受けやすい企業——中小企業の支援になると思っています。この雇用奨励金の対象の雇用期間といたしますか、雇用期間が設けてあるのかどうか、そして、年間を通じて5人ならオーケーなのか、最初から5人なのか、それも併せてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

雇用奨励金の対象になります方につきましては、期間の定めのない雇用、契約を締結される社員の方ということになります。

それと、雇用の開始のことだったと思いますが、企業様の——企業のほうの雇用条件っていうのが多々あるかと思いますが。創業を始めようということでお考えに

なられたときからってということもあるでしょうし、実際に現場が動き出してからということでもあろうかと思えますけれども、新しく条例改正をした後につきましては、企業の進出の協定を結びますので、進出協定を結んだ日以降で、採用される方であれば対象にしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 私がお尋ねしたいのは、この5人のうちで、期間——5人を雇用したとして、その間に、5人がずっとキープされていなければいけないと思うんです、この奨励金を見れば。

それで、そういうときのこの期間、1年間よとか、5年間よとかあるのではないかと思ったんです。その期間の中で、5人をキープしないで、誰か、特別何かの事情でやめられて、4人になったときでも、これはいいのか、お尋ねしています。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

人数につきましては、先ほど議員申されましたとおり、大企業であれば5人以上、中小企業で2人以上、市内の中小企業で1人以上ということで確保していただきたいということをお願いしております。

雇用奨励金の対象になります方は1年以上を雇用して、雇用が継続された後にお支払いするということになるわけですが、今申しました人数制限の部分で、それを下回ったということになった場合につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、詳細の部分について、またお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 2点目なんですけど、これは確認の意味でお尋ねするんですけど、4ページの雇用奨励金なんですけど、正規職員——正規社員については、1人につき男性が50万、女性は60万、非正規の場合は男性が20万、女性は30万、障害者の雇用の場合は、それぞれ10万円の加算がありますが、これは、企業であろうと——企業が中小企業であろうが、市内の中小業者の方であろうが変わらないということでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員申されるのは、定めがあります50万、女性であれば60万ということですが、大企業であろうと、中小企業、市内中小企業であろうと、金額に変わりはありません。それぞれ既定の人数を雇用いただければ、同額を雇用奨励金として交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 同じ質問ですか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 3点目ですが、この3ページの説明の、議案の3ページの下段になりますけれど、この中に指定の要件という記述があります。投下固定資産総額が、企業の場合は5億円が、今回の改正で1億円に指定要件が緩和されています。

一方、中小企業にとっては、中小企業の5,000万円、市内中小業者の方は3,000万円以内となっておりますが——なっていて——なっていて、これには指定要件の緩和がありません。変更がありません。この投下固定資産っていうのは、固定資産の課税に対する課税の対象となる固定資産なんですけれど、これが中小業者の方は5,000万円、市内の方は3,000万円に満たないという、満たない場合が変わっておりませんからね。満たない場合は4ページ、先ほど申しました4ページの——4ページの雇用奨励金の事業、先ほど言いました男性50万円、女性60万円とありますが、非正規の場合こうこうこうってありますが、これらの奨励金の対象にならないということがあるのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

このたびの改正によりまして、投下固定資産の金額につきましては、大企業の部分のみを5億円から1億円ということで下げさせていただいておりますが、中小企業、市内中小企業のところにつきましては変更しておりません。

これにつきましては、これまでの実績に基づきまして5,000万以上の投資があるということから、ここの部分を変更しなくても、特に差し障りはないということを判断して、変更していないところでございます。

したがいまして、三好議員の御質問の中にありました、この金額に満たない場合が対象になるのかならないのかということにつきましては、なりませんというお答えになるんですが、これまでの実績からすると、全企業対象になるというふうに考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございせんか。猶野議員。

○9番（猶野智和君） では、質問させていただきます。私所管の委員会の委員長でございまして、委員会ของときにはちょっと質問がしづらい立場でございます。それで、この機会を利用させ——利用という——使って、質問させていただきます。

この条例の中に、雇用奨励金の見直しということで、新規雇用従業員のうち、正規従業員1人につき男性50万円、女性60万円、非正規従業員の場合は1人につき男性20万円、女性30万円という奨励金が出るようになっております。

いわゆる補助金なんですが、正直初めて、この条例案を聞いたときには、何人かの議員は多分、首をうっとされた方がいらっしゃいました。この御時世に、わざわざこの男女差をつける意味は何なのかということですね。男女雇用機会均等法というのがございます。結構時間はたつわけですが、女性の社会進出には大きく貢献しているものだと思うんですが、これは、大きく言うと女性のためだけの法律ではなくて、機会の平等を守ろうということで、男性だろうが女性だろうが、機会の平等は保たなければいけないというような法律だと思っております。

運動会に例えますならば、ゴールにお手々つないで皆さんと一緒にゴールするという、結果の平等をまで保障するものではないが、スタートラインは一緒にしましょうということだと思えます。性別によって、少しあなた前に出てもいいよとか、少し後ろに下がりなさいっていうことはやっちゃ駄目よというようなものだと思っております。

こういう法律等ある中で、今回の条例案の改正を見たときに違和感を覚えたのは、正直なところでございます。

また、もう1つ最近言われているのが、LGBTに関する考え方です。海外から入って今いろいろ話題になっておりますが、実際LGBT法案なるものが、国会で可決されて法律になっております。この考え方の特徴的なのが、性自認を優先するということです。身体的特徴、性別学的特徴ですとか、DNAなどに左右されることなく、自

分で性別がそうだと思います、そういう性別という考え方でございます。

これを追従するかのように、最高裁もこれに関する、追従する判決を出したというのも聞いておりますし、実際、この法律を逆手に取って、女性のお風呂に入り込んだ、自称女性ですね——が逮捕されたというニュースも聞いております。

これらの問題を放置したまま導入した場合に、現場が実際導入されたときに混乱しないかという懸念も感じております。自称女性という方が申請されたときに、却下するのかなのか。あくまでも、性別学的、男女で分けるのか、この場合は戸籍ということですね、そこで分けるのか、それとも近年、このLGBTの考え方に沿って、自認を認めるのか、その辺りも含めてですね、関連部局、また男女雇用機会均等法でした県の労働局がいろいろな相談の窓口になっておると聞いております。

また、こういう差別とか、LGBTはどこが担当課——法務局ですかね、そういうところにお伺いしたときにどのような意見が出たのか。

また、市には顧問弁護士がいらっしゃると思います。その意見などはどうだったのか、その辺りをお聞かせいただきたいというところもあるんですが、今、そういう情報があるかどうか、お聞きします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの猶野議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、男女雇用機会均等法の件でございますが、この均等法については、募集採用、配置や商品等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止、また、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、そのほか、ハラスメントの防止対策の措置を講じることの事業主の義務づけ、そういったものが規定されているものというふうに考えておりますが、中でも均等法の第8条につきまして、女性の労働者についての措置に関する特例というものがございます。規定につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会、及び対応の確保の支障となっている事情を改善することを目的として、女性労働者に関して行う措置を講じることが妨げないということで、こちら女性労働者に対する特例というものが設けられております。

併せまして、女性の活躍を一層進めるためということで女性活躍推進法というものが定められております。

この法律に基づきましては、常時雇用する労働者が101人以上いらっしゃれば、一般事業主の行動計画の策定、届出等が義務づけられており、100人以下の企業についても努力義務ということになっておりまして、女性の社会進出、社会貢献っていうところをどんどん進めましょうねということは、国においても進められているというふうに考えております。

そういった中で、このたび市においても、女性の活躍の場をもっと確保したいということから、このたびの雇用奨励金の見直しに当たりまして、男性職員よりも上乘せをすることで、女性の社会進出を進めたいというふうに考えているところでございます。

この件につきましては、執行部のほうで条例改正案作成しまして、産業審議会、美祢市の産業審議——すみません、美祢市の産業振興推進審議会、こちらのほうにお諮りさせていただいて、全会一致をもって、このたびの条例改正案の素案をつくらせていただいたところでございます。

猶野議員言われました顧問弁護士というところにつきましては、細かいところまで確認しているかどうかというところまで現状把握できておりませんが、そういった審議を持ちまして、このたびの条例改正案を提出させていただいたという流れになっております。御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員の御質問、ちょっと補足を説明させていただきたいと思えます。

議員がおっしゃるとおりだと思います、それは。でも悲しいかな、今の日本のデータ上では、男女の所得の格差、また、そういった部分があるのは事実でございます、それは、きちっとしたデータが出てるわけでございます。

今、河村部長が説明したように、女性の活躍の推進を図っていこうという市のメッセージでもございます。

で、一例とりますと、ちょっと以前、女性の管理職の登用の職員の登用に関しましても、行政職が26%女性だということで、管理職が今19%です。ですから、せめてその同じ数字にならないと、議員おっしゃったような、雇用——機会の均等にならないというのが私の考えでございます。

おっしゃるとおり、おっしゃることはもっともでございますが、今はまだ、社会情勢を見ますと、まだまだ女性と男性との所得格差があるのは事実でございますので、より女性を雇用しやすい環境整備を行政としては進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員のほうから、LGBTQの関係の御質問もいただいたところでございます。

これもおっしゃるとおりでございますので、これについては、もっとこちらとしても、もっと勉強していかなければならないというふうに考えております。

したがいまして、今の御質問の件につきましては、いろんな各関係機関等にも紹介を図りながら、そういった方の雇用促進も併せて、促進策も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございせんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私から雇用奨励金、これに関して御質問させていただきます。

従前ですね、1人につき20万円だったものが、男性50万円、女性60万円というふうに改正されようとしておりますけど、事業主としては非常に助かると思うんです。企業誘致するにしても、事業主からはそんなに出してもらえるのかというふうに喜んでいただけたらと思うんですが、従前ですね、美祿市には就職祝金という制度がありまして、今、現行がどうなってるのかちょっと私把握してないんですけど、事業主のほうで雇っていただけたら、これほどお金出しますよっていうのと同時に、就職していただけたら、従前これだけだったのをこれだけにしますよっていう両立がないと、やはり、雇う側と雇われる側の車輪が回らないんじゃないかと思うんですが、その辺のお考え、一時的な祝金制度になるかもしれませんが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えしたいと思います。

就職祝金につきましても、かなり昔の話になろうかと思いますが、新規雇用の

1万円というような形で始まった制度だというふうに認識しております。

その後、いろいろな経過を踏まえまして、中途採用の方、そういった方たちにも交付ができるような、今仕組みづくりをさせていただいておりまして、就職祝金のほうは拡充しているものというふうに認識しておるところでございます。

就職祝金については、雇用された方の雇用の一番最初の部分でお支払いするもの。

このたびの雇用奨励金につきましては、議員言われますとおり、会社のほうにお支払いして、労働環境を整えていただくと、そういったものに御活用いただくものというふうに認識しておりますので、ここの2つの部分をリンクさせてというところについては、現状としてはまだ取組はしておりませんが、それぞれ別のものという制度で運用しているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） この条例の中にといいますか、随分金額は上がるわけですので、義務づけるということは無理でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） もう一度ありますか。じゃあ杉山議員。

○7番（杉山武志君） 説明が不足しておりました。就職祝金に代わるものですか、そういったものをこれに含めるというふうな改正というのは、義務づけるということとは不可能でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えしたいと思いますが、今議員言われるのは雇用奨励金をお支払いする段階で、企業様のほうから、雇用された方に祝金を支払いするっていうことを義務づけるという理解でよろしいですかね。

雇用奨励金の使用については、それぞれの会社の取扱いということで、そこまでのことを想定して、このたびの条例改正に至ってはおりません。金額的なものにつきましては、県内の動向等を勘案しまして、金額を設定させていただいたわけです。これまでの奨励金20万円というのが県内の中でも一番低いレベルにあったもの、これを県内トップクラスにまで引き上げるということで、金額の設定をさせていただいておるものでございまして、他市において同じ——議員言われるようなことが起こっているのかというところまでも把握できておりません。その辺把握させていた

だきながら、必要であれば、また検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 他市を十分調べていただきたいと思います。

20万円から50万円、60万円に変更されるということ、企業誘致はですね、美祢市にとって大変喫緊の課題だと思っておりますので、企業誘致をするためにも、そういった施策を、こういった条例をつくっていただきたい。

また、今回の場合、20万円から50万円というふうに30万円上がるわけですから、10万円を祝金として、支度金としてっていうふうな発想もしていただけたらと思います。

また、近隣の市町等調べていただいて、その内容については御回答いただけたらと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第102号美祢市営住宅条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 本件に関しましては、第一祖父ヶ瀬団地の戸数の欄中8を3に改めるってあります。当祖父ヶ瀬団地における市営住宅は、私の認識では、昭和28年ぐらいの築ではなかったかなと、もう70年経過してる木造建屋と認識しております。間違いなかったらね。

それで、今後、残り5戸を解体、そして3戸については従来どおりするということで、やっぱり70年たっておりますので、基本的に、残りの3名の方の維持管理、こういったところの崩すところはいいんですけど、こういった残りの3戸については、この維持管理というものは、きちっと検証して大丈夫なのかどうか、その辺について、その検証についてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

祖父ヶ瀬団地につきましては、先ほど申されたように、10戸ございましたが、2戸は解体済みということで、現在8戸あるわけですが、そのうち5戸解体ということで残る3戸につきましては、2戸については今お住まいということ、1戸については空き家となっております。耐用年数が過ぎていることから、今後、空き室になった場合は、入居については募集しない形で、維持管理のかからない方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと質問と違うと、回答がない。もう一度、中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） 言葉足らずだったところがございます。

維持管理についてというところにつきましては、順次、悪いところについては、補修なりしてまいりたいと思いますが、耐用年数が経過している住宅というところで、内容についてはよく職員のほうで確認して、住んでいただけるための必要な補修をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 基本的に残りの2戸についてはですね、しっかりとやっぱり、もう築70年たってますので、なかなか遠慮して破れたところを改修してくれってなかなか言いにくいところもあると思います。だからしっかりと寄り添って、できる範囲のことをしっかりと、市としてもやっていくと、そういった姿勢というものが、市民に対する私は大事な行政サービスとっておりますので、よろしく願いいたします。

それで、問題は今後、住宅の解体計画、これいつから始まって大体いつに終わらんか、そのことと、あと、この跡地の活用、そこそこエリアとしてはあると思います。今後、一応更地にしてですね、そしてそこで、別途別の方があそこに家を建てたいという、こういった宅地に、住宅じゃなくて宅地にして、そして販売していくことも、そういったことも視野においておられるかどうか、その辺の計画性について、最後お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま長寿命化計画を策定しております、それに沿って順次解体していくように考えておりますが、現在お住まいの長屋等の場合は、やはりそちらの入居のされる方の生活がまずは重要ということで、長屋以外の空き家、政策空き家を順次、解体していくという計画を今つくっているところでございます。

そして空き家を解体した後の利用については、いろいろあるわけですが、それについては、場所等をよく考慮しながら、地域の方の意見を聞きながら考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第21、議案第103号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第22、議案第104号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第23、議案第105号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第24、議案第106号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者

の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第107号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定期間の延長についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第108号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の増加及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の変更についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前11時24分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月29日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃